

海賊版サイト対策への提言

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

副会長兼専務理事 立石 聡明

2018年9月13日

より迅速な海賊版サイト対策を行うための提言

1. フィルタリング・ソフトの普及促進の検討
 - ブラウザアドオンソフト導入の促進
 - 迅速な対応が可能
2. 出版関係者の活動と著作権者(マンガ家)の参加
 1. 「告発」等当然の行為だけでなく、国民全体に訴求するような活動
 2. 肝心のマンガ家を包含した活動
 3. 新たなアーキテクチャの検討
3. 「ブロッキング」の棚上げ
 1. 壊れた信頼関係を再構築するため

1. フィルタリング・ソフトの普及促進

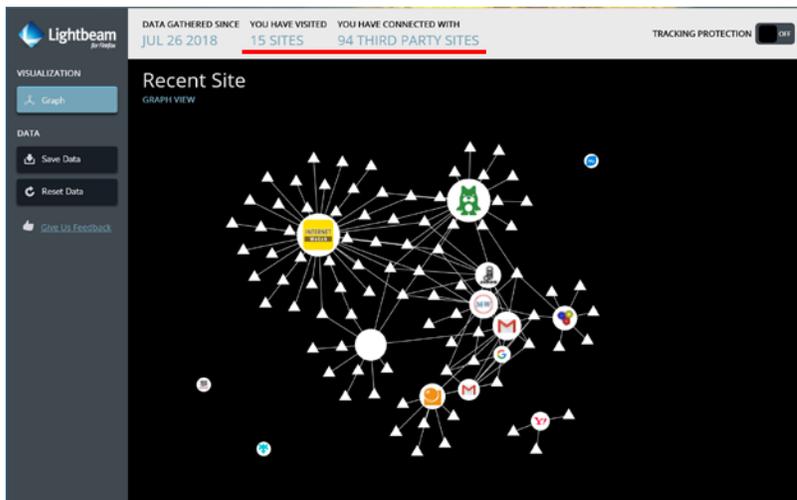
- アドブロック等の機能のあるブラウザアドオンソフトの推奨
- カジュアル・ユーザーをブロックするのであればフィルタリングで十分機能する
- ブラウザアドオンソフトの導入のユーザ・メリット
 - 青少年の違法有害情報アクセス対策としても機能させることも可能
 - Phishing対策などのセキュリティ対策としても有効
 - Third-partyによるトラッキング防止機能を付加することも可能
 - プライバシー保護の観点からも非常に有効
 - アドフラウド対策にも有効
 - 技術的な対策としても、プライバシー保護の観点からしても有効であるため、他の問題を抱えている団体等と共同キャンペーンなどを行うことで普及促進に相応の効果が期待できる。
- **今すぐ始められる対策**
 - それなりの被害額が生じているのであれば、やらない理由は見当たらない
 - 少なくとも具体的な検討を開始すべき

Third-partyによるトラッキング

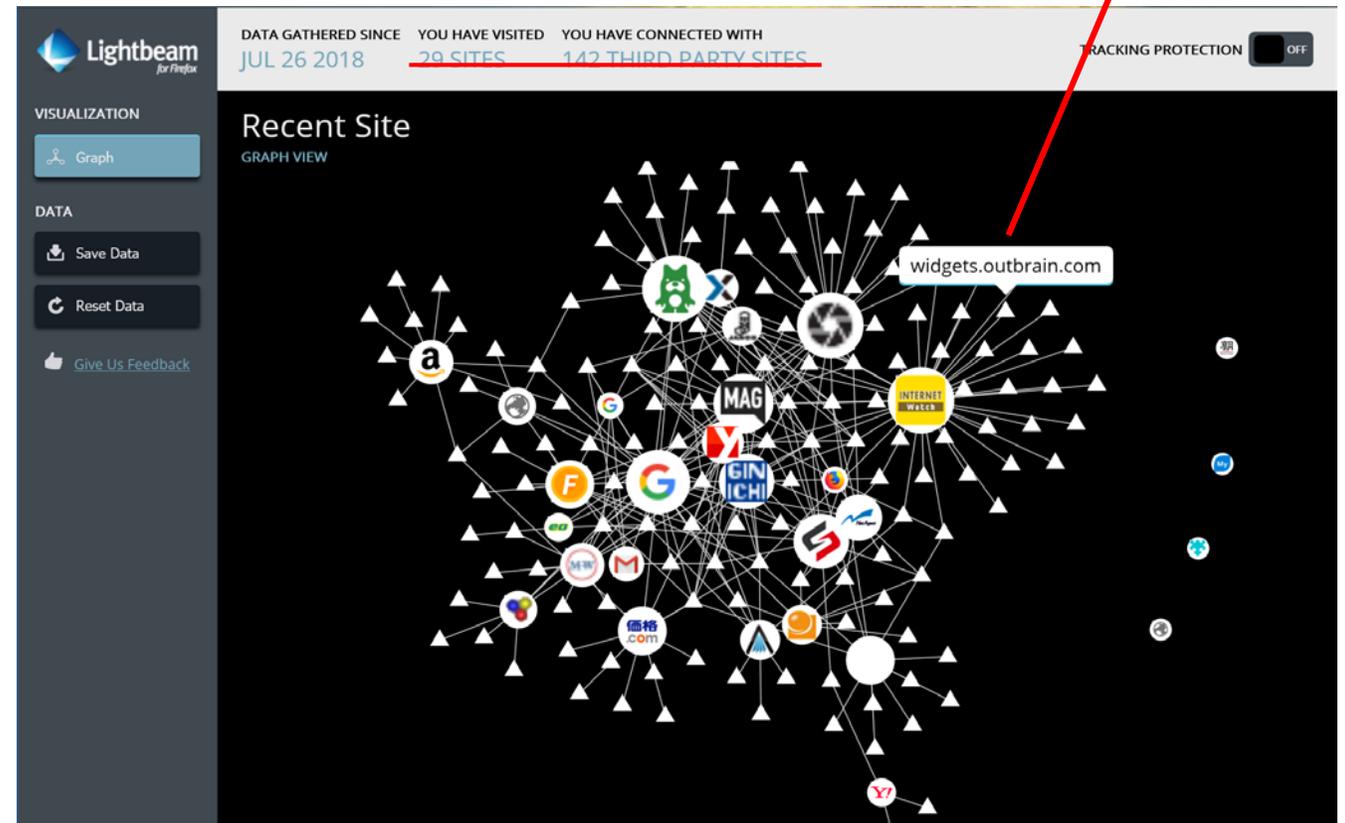
- 訪問してもいないドメイン名のサーバにトラッキングされる
- プライバシーデータの漏洩に繋がる可能性もある
- これによる広告表示も

訪問してもいないサイトから
トラッキングされている

Firefoxのアドオン：LightBeamによる検出例



1時間後



15サイト訪問：94サードパーティーによるトラッキング

1時間程度のブラウジングでトラッキングサイトが一気に増える

1時間後 → 29サイト訪問：142サードパーティーによるトラッキング

アドブロックソフトの普及状況

- 2017 Adblock Report より

PAGEFAIR.COM/MATTHEW CORTLAND氏

<https://pagefair.com/downloads/2017/01/PageFair-2017-Adblock-Report.pdf>

The global picture

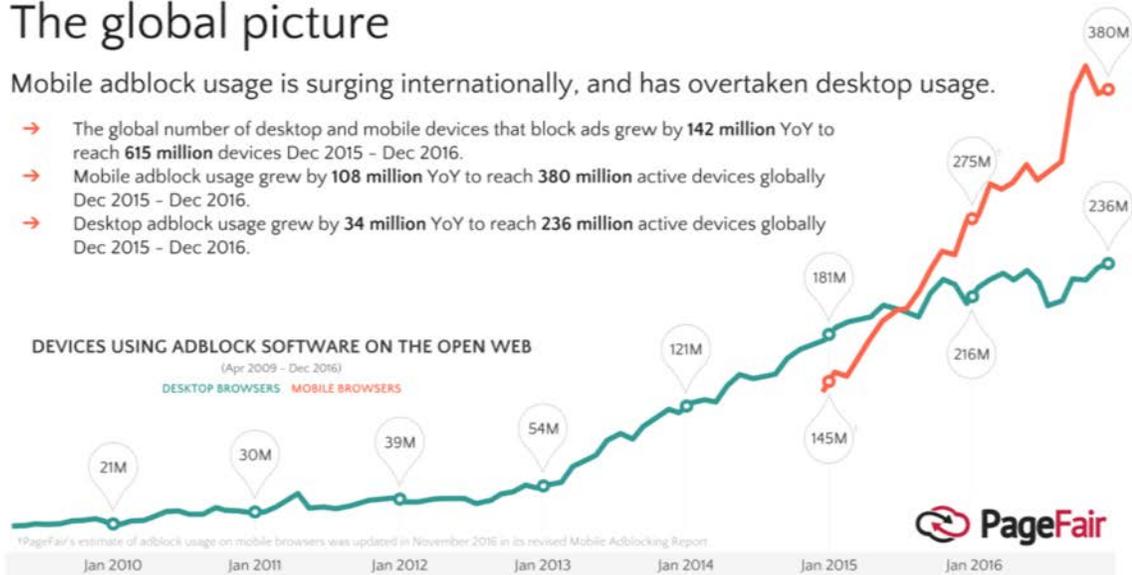
Mobile adblock usage is surging internationally, and has overtaken desktop usage.

- The global number of desktop and mobile devices that block ads grew by **142 million** YoY to reach **615 million** devices Dec 2015 - Dec 2016.
- Mobile adblock usage grew by **108 million** YoY to reach **380 million** active devices globally Dec 2015 - Dec 2016.
- Desktop adblock usage grew by **34 million** YoY to reach **236 million** active devices globally Dec 2015 - Dec 2016.

DEVICES USING ADBLOCK SOFTWARE ON THE OPEN WEB

(Apr 2009 - Dec 2016)

DESKTOP BROWSERS MOBILE BROWSERS

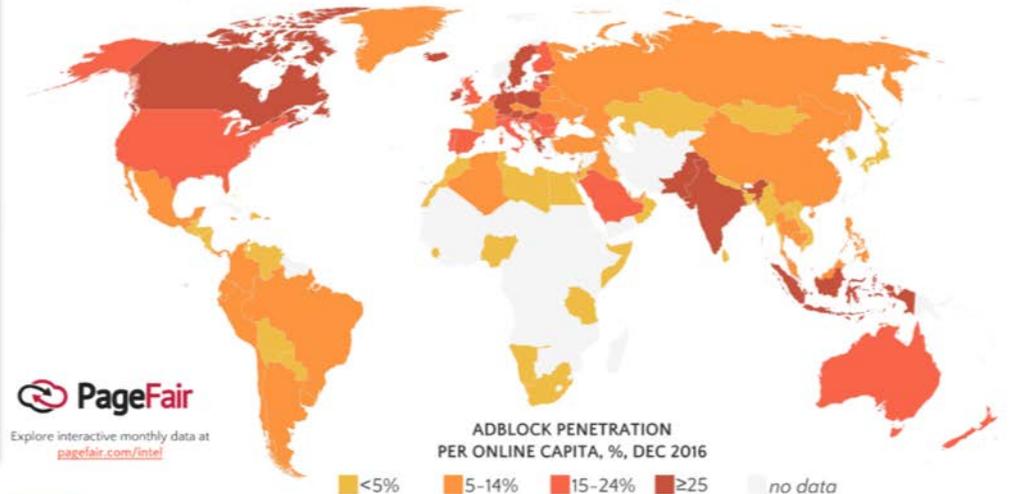


*PageFair's estimate of adblock usage on mobile browsers was updated in November 2016 in its revised Mobile Adblocking Report

PAGEFAIR | 2017 Adblock Report

5

Adblock penetration per online capita



PageFair

Explore interactive monthly data at pagefair.com/intel

PAGEFAIR | 2017 Adblock Report

7

2.出版関係者の活動と著作権者(マンガ家)の参加

- 著作権者も含めた検討が必須ではないか
 - 「ブロッキング議論」の他にできることはなかったのか
 - 著作権者の団体などがなければオーバーブロックなどの懸念が払拭できない
 - 信頼性確認団体
 - 現状で出版社個社を著作権者の信頼性確認団体とはできない
 - 出版社側は「いろいろな事情で出来ない」としか反応がない
 - 再販制度など見直しの時期が来ているのではないか
 - 著作権者からは海賊版があることで読者が広がるとの意見もある
 - 決して海賊版を容認しているわけではない
 - 海賊版だけではなく他の権利侵害も含めた国際協力体制を構築するための検討が必要ではないか
 - 中国で開催された会議でも「国際協力の重要性」が語られていた
 - IGFなど場でワークショップを開くなどの活動が必要ではないか
- IGF :Internet Governance Forum : 2006年より毎年、国連が開催しているインターネットガバナンスに関する幅広い議論を行う場

「マンガはオープンソースである」

- 「海賊版」はよくないが「マンガの核はオープン・ソース」
by 竹宮恵子(「マンガ文化論」小学館新書より)
 - 音楽配信の「ライブ」に当たるものが、マンガにはないと思っていたが、「印刷されたマンガ」は、それに当たるものがある。
 - やはり、マンガ作者との情報交換不足
- 「オープン・ソース」はインターネットと相性のいい思想
 - 「ブロッキング」とは全く違う発想
 - 基本的に「オープン・ソース」で動いているインターネット関連事業者には受け入れられやすい
- 「オープン・ソース」化するために
 - IETFやICANN、W3Cなどで行われている活動はマンガ界にとって有益な示唆となるものは多数あるのではないか
(偶然にもICANN会合は2019年3月に神戸で18年ぶりに開催される)
- 様々なものがデジタル化されていく中でアーキテクチャを考えなければ、海賊版サイト等に対抗できないのではないか
 - 法律はいずれにしても後追い
 - 技術的な対応も含め、今までのビジネスモデルで対応しきれないものについて将来を見据えた抜本的な構造改革をする必要がないか
 - DRMやFingerPrintなどの技術を試行すべき

3. 「ブロッキング」を棚上げ

- ブロッキングの議論が行われている以上、通信事業者が共に共同して海賊版対策を行うための信頼関係は築けない
- 海賊版サイトは「出版社」から見たもので、必ずしも著作権者であるマンガ家から同調した意見で集約されているとは考えられない
- 4月に発表された突然の「海賊版対策」は通信事業者には受け入れがたい
 - 事前の相談なく、違法行為となる可能性の高い行為の要請
 - ブロッキングによる通信事業者の影響を無視
 - 森委員からの再三の確認について棚上げ
- ひとまずは「ブロッキング」議論は棚上げにするべき
- 法制化を行うにも時間がかかる
 - 出版社等の要望は早急に取りかけられる対策とのこと
 - ブロッキングの法制化には時間がかかる
 - フィルタリングはすぐにでも活動が始められ、通信事業者は反対しない
- 著作権者の意見は出版社等とは大きく違うようである
 - 著作権者である「マンガ家」をいれた検討を行うべき

プロバイダー責任制限法に規定されている権利侵害情報への対応

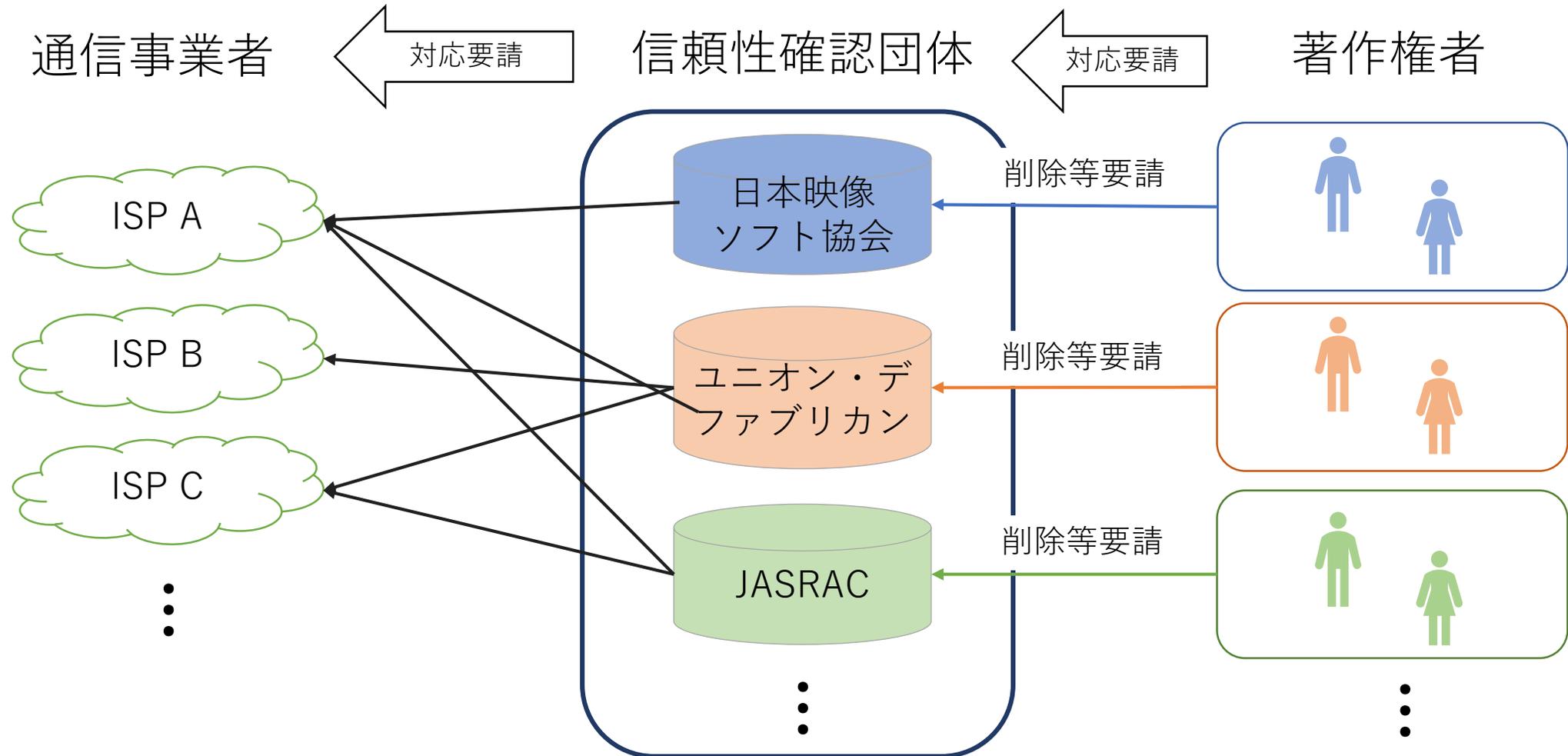
- 著作権関係ガイドライン
 - インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載
- プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき著作権等に係る権利侵害情報に対し、プロバイダ等が送信防止措置を迅速かつ適正に対応する
 - 著作権関係信頼性確認団体→次頁
 - http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/129/doc/129_130806_shiryou7.pdf

信頼性確認団体とは

- プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき著作権等に係る権利侵害情報に対し、プロバイダ等が送信防止措置を迅速かつ適正に対応するために設けられた仕組みで、信頼性確認団体の認定手続きに基づき認定された団体
- 著作権関係信頼性確認団体の要件
 - 法人であること
 - 申出者の持っている権利の内容を適切に確認しうる
 - 著作権等に関する専門的な知識と相当期間にわたる十分な実績を有する
 - ガイドラインに規定する確認等を適切に行うことができる
- 著作権関係信頼性確認団体による確認
 - 申出者の本人性確認
 - 申出者が著作権者であることの確認
 - 著作権等の侵害であることの確認
- 例：日本映像ソフト協会、JASRAC、ユニオン・デ・ファブリカン等

プロ責法及びガイドラインによる削除等申請

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が信頼性確認団体を認定



想定:ブロッキング後の海賊版の流通を考える

- 万が一、ブロッキングを行ったとすると
 - 選択肢の一つとして、海賊版の流通は、 Undergroundへ
 - 現存する技術では、P2Pやダークウェブ(TorやI2P)への潜行が考えられる
 - P2Pファイル共有はクライアント-サーバ型ではないためネットワークでDNSブロックすることは不可能(DNSを利用しないため)
 - ネットワークでP2Pをブロックすることは、本人同意なしには不可能
また、技術的にも簡単ではなく高額になる
 - ダークウェブになると更に発信者特定は難しくなる
- アーキテクチャ(ビジネスモデルも含めた)を検討し、海賊版サイトの先を行くモデルが築けなければ永遠に対処療法に時間と費用を割くことになる